

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（概要）

総務省自治行政局公務員部福利課

1. 改正の内容

- 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の3第1項各号に掲げる団体に使用される者で、団体から給与を受けるもののうち役員等以外の者（以下「団体職員」という。）は、組合員の資格を取得した際に、氏名、生年月日、性別、住所等のほか、基礎年金番号を記載した組合員資格取得届書を団体の長を経由して、組合に提出しなければならないと規定されている。
- 今回、組合員による資格取得届への個人番号の記載の徹底を図るため、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第93条第1項等の改正を行う予定であることに伴い、団体職員の資格取得届書においても同様の規定の整備を行う。

2. 公布日等

公布日：令和5年9月29日（金）

施行日：令和5年9月29日（金）